

第四十八條の六第三項中「第四項」を「第六項」に改める。
 第四十八條の十第四項中「第四十八條の四第六項」に「第八十四條の四第八項」を「第八十四條の四第六項」に改める。
 第四十八條の十一中「あつては同項」の下に「又は同条第四項」を加える。
 第四十八條の十二中「とあるのは」を「とあるのは」に「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第四十八條の十三中「第四十八條の四第四項」を「第四十八條の四第六項」に改める。
 第四十九條第一項第二号中「又は通常実施権」を削り、同項第三号中「、専用実施権又は通常実施権」を「又は専用実施権」に改める。

第五十條第一項中「又は第十四條の二第一項の訂正」を「、第十四條の二第一項の訂正又は第十七條の二第一項の規定による請求に基づく実用新案権の移転の登録」に改める。
 第五十五條第一項後段を削る。

(意匠法の一部改正)

第三條 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。
 第四條第二項中「至つた意匠」の下に(発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同条第一項第一号又は第二号に該当するに至つたものを除く。)を加える。
 第五條の次に次の一条を加える。

(仮通常実施権)

第五條の二 意匠登録を受ける権利を有する者は、その意匠登録を受ける権利に基づいて取得すべき意匠権について、その意匠登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠又はこれに類似する意匠の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

2 前項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について意匠権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その意匠権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

3 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第三十三條第二項及び第三項、第三十四條の三第四項、第六項及び第八項から第十項まで並びに第三十四條の五の規定は、仮通常実施権に準用する。この場合において、同法第三十四條の三第八項中「第四十六條第一項」とあるのは「意匠法第三十三條第二項」と、同条第九項中「意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第五條の二第一項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について、第四十六條第二項」とあるのは「第一項又は前条第四項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について、意匠法第三十三條第一項」と読み替へるものとする。

第九條第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十條第一項中(昭和三十四年法律第二百一十一号)を削る。

第十三條第五項中「又は登録した仮通常実施権」を削り、これらの者の「を」を「その」に改める。

第十三條の二第一項及び第二項中「あつては同項」の下に「又は同条第四項」を加える。

第十五條第二項中「第三十三條第一項から第三項まで」を「第三十三條」に改める。

第十七條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「特許法第二十五條」を「同法第二十五條」に改め、同条第四号中「意匠の創作をした者でない場合において」を削り「承継して」を「有して」に改める。

第二十六條の次に次の一条を加える。

(意匠権の移転の特例)

第二十六條の二 意匠登録が第四十八條第一項第一号に規定する要件に該当するとき(その意匠登録が第十五條第一項において準用する特許法第三十八條の規定に違反してされたことに限る。)又は第四十八條第一項第三号に規定する要件に該当するときは、当該意匠登録に係る意匠について意匠登録を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その意匠権者に対し、当該意匠権の移転を請求することができる。

2 本意匠又は関連意匠の意匠権についての前項の規定による請求は、本意匠又は関連意匠の意匠権のいずれかの消滅後は、当該消滅した意匠権が第四十九條の規定により初めから存在しなかつたものとみなされたときを除き、することができない。

3 第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録があつたときは、その意匠権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。

4 共有に係る意匠権について第一項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合においては、第三十六條において準用する特許法第七十三條第一項の規定は、適用しない。

第二十八條第三項中「登録の効果」を「通常実施権の対抗力」に改め、同項後段を削る。
 第二十九條の二の次に次の一条を加える。

(意匠権の移転の登録前の実施による通常実施権)

第二十九條の三 第二十六條の二第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録の際現にその意匠権、その意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権を有していた者であつて、その意匠権の移転の登録前に、意匠登録が第四十八條第一項第一号に規定する要件に該当すること(その意匠登録が第十五條第一項において準用する特許法第三十八條の規定に違反してされたときに限る。)又は第四十八條第一項第三号に規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有する。

2 当該意匠権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

第三十條第一項第三号及び第三十二條第一項中「第二十八條第三項において準用する特許法第九十九條第一項の効力を有する」を削る。

第三十三條第七項中「第八十四條」の下に「、第八十四條の二」を加える。

第三十五條第四項を削る。

第四十一條中「制限」の下に「、主張の制限」を加える。

第四十二條第一項第二号中「第十年」を「二十年」に改め、同項第三号を削る。

第四十四條の二第一項中「その責めに帰することができない理由により」を削り、ときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月を「このことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年」に改める。

第四十八條第一項第一号中「特許法第二十五條」を「同法第二十五條」に改め、とき「の下に」(その意匠登録が第十五條第一項において準用する同法第三十八條の規定に違反してされた場合にあつては、第二十六條の二第一項の規定による請求に基づき、その意匠登録に係る意匠権の移転の登録があつたときを除く。)を加え、同項第三号中「意匠の創作をした者でない者であつて」を削り「承継しないもの」を「有しない者」に改め、とき「の下に」(第二十六條の二第一項の規定による請求に基づき、その意匠登録に係る意匠権の移転の登録があつたときを除く。)を加え、同条第二項ただし書中「利害関係人」を「当該意匠登録に係る意匠について意匠登録を受ける権利を有する者」に改める。

第五十二條中「第百三十一條の二」の下に「第一項第三号及び」を加え、第百五十六條から第百五十八條まで「を」第百五十六條第一項、第三項及び第四項、第百五十七條、第百五十八條に改め、において「の下に」、同法第百五十六條第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」とを加え、とあるのは「を」とあるのは「を」に改める。